

西郷村の人口及世帯数 (50. 7. 1 現在)

世帯数	2,757
人口	11,079
男	女
5,489	5,590



発行日 昭和50年7月20日発行

発行所
西郷村役場
(電話 02482)
白河(5)2121(代表)
編集発行
企画開発課
印刷所
ワタベ印刷所



＜老人クラブ…甲子街道の花うえ＞

自然をとつとび、自然を愛し、自然に親しもう。
自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしましょう。
美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

(昭和49年6月5日制定「自然保護憲章」より)



＜「緑の学校」の生徒による記念植樹＞



新しい農業委員決まる

去る、七月十五日に行なわれた選挙による委員並びに各団体、議会推せんによる委員が次のように決まりましたのでお知らせします。
なお、会長、副会長は七月二十九日に決定する予定です。

△選挙による委員▽

高崎芳雄 河西重敏 真船誠一 相川要一 佐藤清己 鈴木平作 真船富永 鈴木一雄 金田清一 和知達英 佐藤秀雄

△農協推せん▽

持田冠児 鈴木五三郎 仁平義一 高橋辰蔵

△共済推せん▽

鈴木正男 神田惣五 安藤清

△議会推せん▽

菊地幸 佐藤帰一

△お詫び▽

先月号の村議会議員の氏名の所で、佐藤一己氏を佐川一己と誤っていたので訂正し深くお詫びします。

村議会報告(第二回定例会より)

収入役の再任など議決

六月二十六日から三十日までの五日間、第二回定例会が開かれ、収入役の再任、補正予算外六件が上提され、いづれも原案どおり可決されました。

◆専決処分について承認を求める件

地方税法の改正が、参議院を三月三十一日に通過し、四月一日施行となるため、これに伴う村条例の改正が四月一日施行となりますので、専決処分に付して新条例を施行致しました。

◆特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

この条例は、三月の定例会におきまして、報酬額を全面的に改定したのでありますが、交通指導員の報酬額のみ、県の標準額が決定しませんでしたので、そのままになっておりましたので、今回決定を見ましたので、年額十二万六千円にアップ致しました。

◆職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

現在白河市へ観光一部事

昭和五十年年度の医療費を推定するわけであり、国庫支出金も勿論増加してはおりますが、国保税の方が増額しなければならぬわけであり、(詳細については本号3ページ)

◆西郷村公営住宅条例の一部改正について

これは下羽太団地と折口原団地の計三十戸が近く完成のはこびとなり、この設置と使用料の額を規定致しました。

公営住宅の使用料は公営住宅法と、これに基づく家賃の決定に関する条例の規定により、算出することになっております。

◆西郷村国民健康保険条例の一部改正について

これは国民健康保険法の改正にともないます本条例の関連事項の改正が一つと国民健康保険特別会計の中で、本年度税収入として収入をはからねばならない金額につきまして、税率の改定により、この確保処置を計りました。

昭和四十九年度におきましては、医療費のアップや受診率のアップ等により国保からの給付額は大幅に増加しております。これらの実績を勘案いたしまして、

を求め、満場一致で可決されました。

◆昭和五十年年度西郷村一般会計補正予算

今回は、三月の定例会におきまして、当初予算を決めたばかりであり、村税や地方交付税等の一般財源も明確化していない段階でありますので、その後の補助事業のワクの変化やその他、緊急やむを得ないもののみを今回補正致しました。

歳入の面では、真船地区の圃場整備事業が、今回初年度ということで補助のワクが大幅に減額いたしましたので、これの補正を致しました。また、稲作転換特別対策事業、山村特別対策事業、団体営環境整備事業としての畜産団地の造成事業では大幅なアップを見ました。

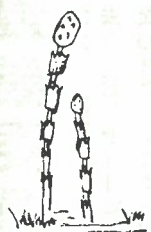
団体営農道事業としての由井ヶ原農道改良事業は、補助額の大幅な減額を見ました。また、防衛庁関係の補助事業であります追原・羽鳥線、原中・四ツ門線の改良舗装工事のワクの増額、熊倉・高助線の補助の減額を補正致しました。

更に太陽の国関連の道路工事の県の負担金として、一千七百万円を計上、折口原・中島線の改良工事寄付金といたしまして、大末開

発から四千七百八十一万円を台上地区の村道改良工事の昭和四十九年度からの線のべ工事の寄付金といたしまして、東亜相互企業からの四千万円が計上されました。

歳出におきましては、歳入で説明申し上げました補助事業及び寄付金による道路改良舗装事業の額の増減の補正が主なものであります。その他明治堀用水路工事の増額二百万円、岩下橋の架替工事の負担金百五十万一千円、村道補修工事として二百万円、南赤坂線改修工事として百五十万円、羽太小学校プールの付帯工事に二百五十万円等が計上されました。今回は補助金、寄付金のほか、一般財源の増額はありませんでしたので、これらの支出増は、予備費を減額して調整致しました。

以上、トータル致しまして総額で九千六百一十一万六千円の増となり、一般会計の予算の総額は十三億七千二百三十八万四千円となりました。



「十月一日は国勢調査の日です」

第一回の国勢調査は今からさかのぼること五十五年前の大正九年に行なわれました。

その頃は十月一日は午前零時現在のことを書くことになっていたため、夜中の十二時まで起きていて、時計の鳴るのを待って記入を始めた、所用で旅行中の人が十二時までに家に帰らなければならぬというので、ずいぶん無理をして帰ったというエピソードも残っております。

今回は数えて十二回目の国勢調査です。この調査は国内に住んでいるすべての人を対象として一人一人もれなく調査する最も基本的な統計調査です。調査日には、皆様の格別のご協力をお願いいたします。

増加する医療費に対処

さる六月二十六日に開かれた第二回定例村議会に、国保税条例の一部改正が上提され、原案通り可決決定されました。この改正案は昭和五十年年度の国保税を賦課する税率の改正が主な内容ですが、昨年二回にわたる医療費改訂により三十三

税率新旧対象表
(表1)

区分	改正された税率	改正前の税率
所得税	百分の三・八五	百分の一・四七
資産割	百分の五一・六八	百分の五〇・七〇
均等割	一人 六、二七六円	一人 四、八四三円
平等割	一世帯 七、〇二七円	一世帯 六、三三〇円

◇国保税はなぜ上げなければならぬか。

国保税の引上げは、医療費の上昇と密接な関係があります。国保特別会計の歳入総額の九十％以上は医療費でしめており、医療費の増加に伴って国の補助金も増えるが、そのまま国保税も増えていくわけです。

医療費の伸びる要因には医療費の値上げ給付内容の改善もありますが、老人医療の無料化により受診率の上昇等医療費に及ぼす波及効果も相当あるわけです。近年はガン等の特定疾患が多く、高度な医療技術が必要とし、一件当りの費用額も増えて来ています。

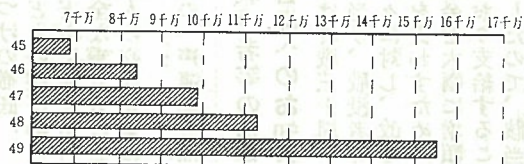
・五％も値上げされたこと及び給付内容の改善等により、年々増え続ける医療費に対処するため、今年は調定額で約三十二％増税されます。

改正された税率は第1表のとおりです。

◇医療費はどのように伸びているか。

増税の根源である医療費は、どのように伸びているか、過去五ヶ年の実態をグラフでみるならば、図1のように一年間に村が医者に支払う金額は、昭和四十五年度は六千七百円であり、四十九年度では一億五千三百万円にもなり、実に二・八％も伸びています。図2は受診率の推移であります。これは一人が一年間に医者にかかる回数で四十五年度は三・九回であったが、四十九年度は五回以上に増えております。図3は医者にかかった場合の一回の費用額で、四十

医療費の推移 (図1)



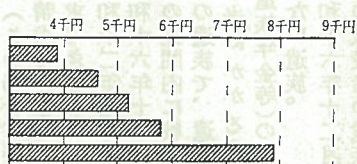
(1年間に村が医者に支払った金額)

受診率の推移 (図2)



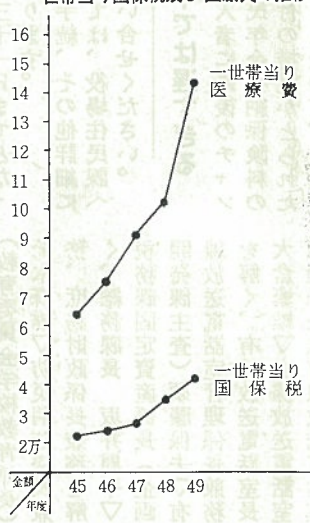
(1人が1年間に医者ににかかる回数)
(49年度は5回以上にかかっている)

1件当り費用額の推移 (図3)



(医者にかかった場合の1回の費用額)

(図4)
一世帯当り国保税及び医療費の推移



五年度では三千八百円であったが、四十九年度では七千八百円と倍以上にもなっております。

図4は一世帯当り国保税と医療費とを比較したグラフですが、その関連性がはつきりわかるといえます。医療費の上昇に従って税を上げております。医療費の伸びが鈍化すれば、税も上げないですむわけです。

◇国保事業の財源について

国保事業の財源はひとり国保税だけでなく、昭和四十九年度の決算見込みでは歳入総額一億八千二百二十万円のうち、国庫補助金が一億八百三十八万円で五十九・五％、国保税は六千二百二十八万円で三十四・二％になっており、国からは税よりはるかに多い補助金が交付されております。

四十九年度は医療費値上げの影響で赤字が予想されていたが、年度末になって国から臨時財政調整交付金の交付を受け、赤字は免れた現状であります。

西白河郡内国保税調
(表2)

市町村名	一世帯当り国保税
白河市	58,613
西郷村	50,613
表郷村	61,500
東村	63,000
泉崎村	69,641
中島村	49,368
矢吹町	50,000
大信村	66,455

国保事業では保険給付費支払準備基金制度を条例で定め、毎年剰余金の一部を積立てておりますが、この基金の目的は医療費の値上げ又は流行病の発生等により村で支払する医療費に不足を生じた場合に使用するためのものであります。支払に不足を生じたからといって、年度中途で税金を増やすことはできませんので、どうしても基金がなければ困ることになります。現在まで積立額は一千二百七十三万円ありますが、五十年年度の国保税三十二％増を抑制するために取崩すべき性質のものではないのであります。たとえ五十年

度でこの基金を取崩して税率を下げてみても、次の年以降取崩すべき財源がなくなれば、税率がはね上がることは必然的になってまいります。

国保会計は独立採算性をたてまにしていますので一般会計繰入といふことも国保に全村民が加入していれば問題はないが、加入率四十八・八％に過ぎない国保加入者に対して繰入をすることは、社会保険加入者との均衡もあって出来ないこととあります。

以上申し上げた医療費の伸びに従って増額される国の補助金と加入者で負担する税金も増やさなければ、国保会計が賄なれないといふことを充分ご理解いただき、常に健康に注意され、今後の国保事業の運営に特段のご協力をお願い致します。

最後に、参考までに郡内各市町村の一戸平均の国保税は表2のとおりになって

(七月二十一日～八月二十日)

例年交通事故が多い夏期をとらえ、運転者の気のゆるみや疲労による交通事故の防止と、夏休み中のこどもの交通事故防止を中心に、関係機関、団体が一体となり、すべての県民に交通安全思想の周知徹底を図り、正しい交通ルールとモラルの実践を習慣づけることにより、悲惨な交通事故を防止することを目的とする。

※過勞運転、無謀運転の防止

▽無謀運転に対する監視通報の強化

- ▽安全運転管理の適正化
- ▽街頭車両点検の実施
- ▽行業等に伴う安全運転の確保
- ▽初心運転者等に対する安全運転の講習と運転適性診断
- ▽交通事故防止コンクール



- ▽交通事故防止コンクールの実施
- ▽踏切事故防止の徹底
- ▽ヘルメット及びシートベルト着用の指導取締
- ▽高校生の二輪車安全運転指導
- ▽自転車正しい利用の励行
- ※こどもと老人の交通事故防止
- ▽学校等における安全指導
- ▽「幼児交通安全クラブ」の結成促進と育成強化

- ▽家庭における交通安全のしつけの徹底
- ▽こどもの遊び場の確保
- ▽こどもに対する自転車、安全な乗り方の徹底
- ▽老人の交通安全教育の徹底
- ▽愛の一声運動の推進
- 戦没者等の遺族の皆様へのお知らせ
- 国は終戦三十周年を迎えるに当り、戦没者等の遺族の方々に對し、改めて弔慰の意を表わすために、特別弔慰金を大幅に増額し、次のとおり支給することになりましたので、該当する方は役場住民課へお申し込みください。
- (1) 次のいずれかに該当する方は、特別弔慰金が支給できます。
- A 現在までに特別弔慰金(三万円)を受給された遺族、又は受給中である遺族(この場合、時効により請求できなかった方も請求できます)
- B 昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの期間内に戦没された方の遺族で、遺族内に戦没者にかかる公的給付(遺族年金等)の受給者がいない遺族。
- C 昭和十六年十二月八日以後の戦没者の遺族で、昭和四十七年四月一日から

昭和五十年三月三十一日までの間に戦没者等にかかる公的給付（遺族年金等）の受給者が死亡、又は失権されている遺族、又は現在まで弔慰金を受給できず権利を有しながら、時効により請求できなかつた遺族、又は昭和四十七年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に弔慰金のみを受給した遺族。

(2) 金額について。

A 戦没者一名につき、額面二十万円の国債で交付されます。

B 支給期間は十年で一年に一回、二万円が支給されます。

C 支給開始年月日は、昭和五十一年六月十五日で、以降昭和六十年六月十五日まで毎年支給（二万円）されます。

(3) 請求用紙等については、役場住民課にあります。

(4) 請求期限は昭和五十三年三月三十一日までとなっております。

(5) 請求手続、その他詳細については、役場住民課へお問い合わせください。

来年度では遅すぎ

未加入者に最後のチャンス、国民年金未納保険料の特例納付の措置がとられたことにもなつて、一時の

七月一日付で、次のように村職員の異動がありました。たのでお知らせします。

(一) 内は旧職。

▽農業委員会事務局長(兼)農業振興主事(教育委員会学校教育課長) 白岩誘作▽学校教育課長事務取扱、教育長 小針茂二▽税務課長補佐(兼)管理徴収係長(収入役室会計係長) 佐藤日出夫▽総務課庶務財政係長(教育委員会学校教育係長)(鈴木森雄▽防災消防係長兼務、庶務財政係長兼務を解く、総務課長 坂井周平▽税務課固定資産係長(企画開発課主査) 須藤保夫▽有線放送電話室管理係長兼務を解く、有線放送電話室長 大倉繁雄▽有線放送電話室管理係長(有線放送電話室

村職員の異動

今年の十二月三十一日まで

で、昭和四十八年四月以前の過去の被保険者期間のうち、時効によって保険料を納めることがでけなくなつた期間について、一ヶ月につき九百円を払込めば受給権が与えられるわけですがあまり未納分が多い人は期限内ならば分納の方法もあります。いますぐご相談ください。

七月一日付で、次のように村職員の異動がありましたのでお知らせします。

() 内は旧職。

七月一日付で、次のように村職員の異動がありました。たのでお知らせします。

(一)内は旧職。

▽農業委員会事務局長(兼)農業振興主事(教育委員会学校教育課長) 白岩誘作▽学校教育課長事務取扱、教育長 小針茂二▽税務課長補佐(兼)管理徴収係長(収入役室会計係長) 佐藤日出夫▽総務課庶務財政係長(教育委員会学校教育係長) 鈴木森雄▽防災消防係長兼務、庶務財政係長兼務を解く、総務課長 坂井周平▽税務課固定資産係長(企画開発課主査) 須藤保夫▽有線放送電話室管理係長兼務を解く、有線放送電話室長大倉繁雄▽有線放送電話室管理係長(有線放送電話室主査) 星房利▽収入役室会計係長(収入役室主査) 近藤英爾▽教育委員会学校教育係長(税務課管理徴収係長) 中村良一▽総務課主査(主任運転手) 真船仁一郎▽総務課主任運転手(総務課運転手) 小山輝美雄▽住民課主査(議会事務局主査) 菊地誠▽経済課主査(建設課主査) 森俊夫▽建設課主査(経済課主査) 新井忠好▽企画開発課主査、区画整理室派遣(住民課主事) 宮川忠士▽議会事務局主査(住民課主事) 鈴木正敏▽総務課主事(税務課主事) 藤田良一▽税務課主事(経済課主事) 佐藤文子▽経済課主事(税務課主事) 須藤愛子▽収入役主事(総務課主事) 菊地亘高

郷土史コーナー

西郷村史——(3)

第3回

『西郷村史』目次案についての大略及び構成についてのご説明をいたします。

基本方針は前号に書いた通りなのですが、

一、見やすい村史、読みやすい村史

一、子供から老人にいたるまで理解しやすい村史等をめざして、その集大成をしたいと、考えております。

『西郷村史』目次案

(1)西郷村のあけぼの



上新田供養塔群
総数72基、うち
馬頭観音碑34基

(内容)
原始時代から平安時代までの西郷村

(2)武家政治と戦国時代

(内容)
結城氏の支配よりその没落まで

(3)近世の西郷村

(内容)
大関地より戊辰の戦役まで

(4)近代への歩み

(内容)
明治の夜明けより大正時代まで

(5)大戦前後の西郷村

(内容)
太平洋戦争前後より現代まで

(6)西郷村の未来像

(内容)
めぐまれた緑と水の西郷村とその将来

(7)西郷村の民俗

多少の変更はあると思いますが、以上のような目次で、西郷村に暮してきた人々の歴史をまとめていこうと考えております。

×

浙江平地を貫流する銭塘江流域の金華警備部隊へ私は配属されることに決まる赤十字標識が蓋の表面に印されてある薬袋(下士官より下級の衛生兵が、携帯用の救急用衛生材料などを入れて用いる肩掛け袋)が渡され、その中には包帯、三角巾、脱脂綿、鉄、ピンセット、メント酒(氣付け薬)ヨードチンキ液、マキエロクロム液、クレオソート錠、健胃錠などの詰め合せが整然とそろっているのである。

故郷ほどではないが肌寒

回想録

陸軍衛生兵の思い出

(3)

佐藤兵治

い朝、私たちは衛生兵の軍装に身を固めて営庭へ整列した。肩から下げた薬袋は内容の物品が多いから、ふくれ上がつて腰に妙な負担を覚える。目立つ赤十字標識が前線へ出発する。心の緊張をさらに深めるような気がしたり、整列兵は落着かない表情で立っているように見えたりした。伊勢大神宮神託を発表して皆をうならせたロイド眼鏡一等兵は肩をすぼめるような姿で中空に視線を向けていた。教育期間に二、三回講義

煙と蒸気の圧縮音が一緒に噴き上げられ、あたりの空氣を震わすようであり、警備前線へ向かう私の心も震える空氣に翻弄されるように落着けなかつた。しかし車中の人になると不思議に心の動揺がおさまり「着くべき所へ早く着きたい」と一途に考えるようになる。異国の戦地で孤立の心境になると、平常の場合よりもむしろ氣丈になるようなことをしめじみ覚えた。杭州から約半日の乗車で目的地金華へ着く。駅で会

った兵隊に駐屯部隊への道を教えてもらって街頭へ出る。道の両側は軒を連ねた中国人の家で、見たところ仮住まいのような建物の家並である。昼下がりに早い時刻であったから、店舗のような軒場で悠々と家族そろって食事の場面も見られた。途々店頭に垂れ下げられて並んでいる、赤・黄・緑の原色で彩られた雪洞(ボンボリ)に似た品物が眼に映ったり、私には用途がわからない雑貨のような物が、狭い店先にたくさん並べてあったり、初めて体験する中国の田舎町は珍しい風物に満ちて、私は日本人としての現実を失った放浪人のような感覚で、先に教えられた通りの道順をたどっていた。往き来する中国人の姿だけが、軍服姿である意識から何となく気になる。

途中で日本兵を見受けることがあると、階級の低い私は拳手の敬礼に氣を配らなければならぬ。異国情緒を素肌に感じていたことが、敬礼によって兵隊である自覚にたびたび戻された。金華地区を警備する部隊は連なった兵のような広々とした一画の地を占め、兵舎や付属する建物が並び、幾重にも張りめぐらされている鉄条網(バリケード)の開口部が営門になっていた。奥地へと向かう蘭谿への道は、至る所荒れた路面でトラックに積んである僅かな荷物と、四、五人の兵隊が荷台の上を右往左往させられる始末であった。警備隊に着くと間もなく「隊長に挨拶するよう」班長からいわれ、私を受け入れた指揮班の先任衛生上等兵に連れられて、隊長個室へうかがう。真黒いカイゼル髭を両頬へ張らせた、体格のよい四十才年輩の陸軍中尉が椅子に腰をおろして炭火の火鉢にあたっていた。私が先任上等兵に教えられた通り、軍隊用語の「申告」から始まる挨拶をしようとすると、隊長は立って姿勢を変え「遠い所、ご苦労であった。兵隊をよく見てやってくれ」と優しくいつてくれた。(つづく)



税務署だより

【予定納税額は減額できます】

廃業、休業、転業、失業等で所得が減った方。地震風水害、火災等の災害や盗難、横領によって財産に損害を受けた方。結婚、出生による配偶者控除や扶養者控除、あるいはそのほかの事情でいろいろな控除を受けられることとなった方は六月三十日現在の状況に基づいて、本年分の所得を見積り計算して下さい。それに対する税額が、予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、七月十五日までに予定納税額の減額承認の申請を税務署に提出し、予定納税額を変更することが出来ます。

申請書の用紙は税務署に

用意してありますから、詳しくは最寄りの税務署にお尋ね下さい。

【贈与税のあらまし】

贈与税は、一月一日から十二月三十一日までの一年間に個人から財産をもらった人に対して、そのもらった財産の価額に応じてかかる税金です。

しかし、もらった財産の金額に対してかかるのではなく、もらった財産から、基礎控除の六十万円を差引いた残りに税金がかかります。

従って、本年中に個人からももらった財産の価格の合計額が、六十万円以下であれば贈与税はかかりません。また、特別障害者に対する贈与税の非課税や、婚姻期間が二十年以上の夫婦間の贈与については、基礎控

除(六十万円)と配偶者控除(二十万円)を合わせた最高一千六十万円までの控除が認められる場合もあります。

もらった財産の価額は、もらったときの時価によることになっており、財産の種類ごとにその評価方法や評価額が定められていますから、詳しいことは税務署にお尋ね下さい。

【高校生の税の作文】

の募集について

国税庁では、高校生の皆さんから税の作文を募集しています。

税について、日ごろ考えていることや意見など、税に関するものであればなんでも結構ですので、ふるって応募して下さい。

優秀作文については、国税庁長官賞(賞状と賞品)また佳作には、国税局長賞を贈呈します。

(白河税務署より)

災害に備えて簡易保険を

「注意一秒、ケガ一生!!」

という標語を横断歩道のそばなどでよく見かけますが本人がいくら注意しても避けられない事故災害というのがあります。また、うっとうしいつゆどきともなりまると、局地的な集中豪雨など思わぬ災害のために毎年多くの方が亡くなったリ、ケガをしたりしています。

もし、一家の柱の方に万一のことがあったら、あとに残された家族はその日の生活にも困ることになりかねません。また、ケガで入院された場合、治療費の負担もたいへんです。

そこで、みなさまにぜひお勧めしたいのが、郵便局の疾病傷害特約付簡易保険です。これは万一の場合の保障はもちろん、病気やケガで入院されたときには……入院保険金を、入院中に一定の手術をされた場合……手術加算金を、また事故災害等で身体に障害を生じたときは、その程度に

じて十割から一割までの障害保険金をお支払いするという総合保障保険ですから安心して生活が送れます。

保障のわりに掛金は安く手軽に加入できますから大変便利です。

詳しくは、郵便局か簡易保険のセールスマンにおたずねください。

ご芳志のかずかず

柏野の大高スキさんは、役場の職員にと百数十枚もの小物入れを寄贈されました。

スキさんは明治十六年生れで当年九十二才のご高齢と、不自由な目をおして作られたもので、職員一同はこの殺伐な時代にあって、そのお心に深く感激しています。

おばあちゃんいつまでも長生きして下さい。



最近、冠婚葬祭の返しに品が派手になりそのため「お返があるから〇〇円ぐらいは包まない」と見舞いやお祝いに行く際もお包みの金額に気をつかわなければならぬ。物価高騰の折柄家計への影響も少なくない。冠婚葬祭の簡素化は、各地の消費者団体や職場の親睦会などで新生活運動の一つとして簡素化運動を広げようとしています。長い間の慣習や義理、見栄もあって改善はなかなかむずかしい問題です。群馬県地方は比較的小物入れの品も派手な方と聞くと、群馬県庁ではこのほど「県職員関係の葬儀の香典は千円、香典返しは行わない」と事を申し合せたとか、又同県のある銀行では「結婚式は三千円葬儀は千円、お返しはしない」という一応のラインを定めて、かなり守られているそうである。冠婚葬祭のお包みの習慣は、それ自体は決して悪いものではなくむしろ人間関係の潤滑油的な役割を見のがせないが、あまり負担に感ずるようでも困る。この際それぞその地域職場などで冠婚葬祭の簡素化をぜひ話し合ってみてはどうだろうか。